

# 社会福祉法人 雄久福社会 評議員及び役員費用弁償規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人雄久福社会定款第 8 条に規定する評議員の報酬等及び定款第 2 1 条の役員報酬等の規定に基づく費用弁償に関し、必要な事項を定める。

## (費用弁償の額)

第 2 条 役員が次の各号に掲げる業務等に従事した場合は、費用弁償として職員の旅費支給規程の例により、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃(以下「車賃等」という。)及び日当並びに宿泊料を支給する。

- (1) 役員の理事会出席
- (2) 監事の業務監査
- (3) 役員が法人業務のための行動(研修など)
- (4) 評議員会の出席
- (5) 評議員選任・解任委員会の出席

2 日当は、各号のとおりとする。

- |                                     |     |          |
|-------------------------------------|-----|----------|
| (1) 3 時間以内の会議及び研修並びに監査業務            | 1 回 | 3,000 円  |
| (2) 3 時間以上 5 時間以内の会議及び研修並びに監査業務     | 1 回 | 5,000 円  |
| (3) 5 時間以上 8 時間以内の会議及び研修並びに監査業務     | 1 回 | 8,000 円  |
| (4) 5 時間以上の会議及び研修などで宿泊を伴う業務         | 1 回 | 10,000 円 |
| (5) 職員としての身分を有する者には、第 2 項の日当は支給しない。 |     |          |

3 車賃は、施設を中心として片道 2 Km以内は支給しない。

4 宿泊料は、当法人の旅費規程により支給する。

## (費用弁償の方法)

第 3 条 役員費用弁償の方法等については、当法人の旅費支給規程の例による。

## 附 則

1. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の一部を平成 24 年 3 月 24 日に改正し、24 年 4 月 1 日から適用する。
3. この規程の一部を平成 29 年 3 月 15 日に改正し、平 29 年 3 月 15 日から適用する。
4. この規程の一部を平成 30 年 3 月 28 日に改正し、平成 30 年 3 月 28 日から適用する。